改正博物館法　ー博物館登録は、なぜ必要かー

公益財団法人 日本博物館協会 JAPANESE ASSOCIATION OF MUSEUMS

改正博物館法とは

博物館法は、博物館の運営を支える重要な指針です。制定後70年を経て施行された改正博物館法では、社会環境の変化を踏まえ、博物館がその役割を果たすために必要な基本的機能が示されています。とりわけ、博物館登録は法律の根幹となる制度であり、博物館の専門性や公共性を担保するための仕組みとして博物館運営および博物館行政の改善・充実を図るためにも、より多くの博物館施設が法律に基づく「登録博物館」に位置づけられることが求められています。

改正博物館法（令和4年（2022年公布））の概要

- 改正法施行：令和5年(2023)4月1日
- 社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを明記【第1条】
- 博物館の事業の拡充【第3条】
 - 資料のデジタル・アーカイブ化
 - 他の博物館等との連携
 - 地域の多様な主体との連携による地域の活力向上への寄与
- 登録制度の見直し
 - 設置者要件の緩和（株式会社でも可）
 - 登録審査項目は、博物館の事業体制、職員、施設及び設備等に関する基準

博物館登録について

博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、その博物館が所在する**都道府県教育委員会**（指定都市内の場合は**指定都市教育委員会**）に**登録を受けるものとする。**【第11条】

博物館登録（指定）手続に必要な書類

※各都道府県等教育委員会の規定に基づく

- 申請書
- 主な添付資料：
 - ✓ 資料目録
 - ✓ 事業概要
 - ✓ 組織概要と館長・学芸員の経歴
 - ✓ 博物館建物と土地の概要
 - ✓ 施設及び設備の概要
 - ✓ 基本的運営方針等を示す資料

旧法による登録博物館の経過措置

（改正博物館法施行から５年間）

登録を継続するためには、
令和10（2028）年3月31日
までに、必ず再登録申請を
提出しなければなりません。

JAPAN MUSEUM 登録博物館

登録博物館等マーク

登録・指定施設のメリット・デメリット

	メリット
1.財政	税制優遇、補助金等の対象
2.制度	登録・特定美術品制度、美術品補償制度、希少野生動物種譲渡し規制の緩和
3.運営	著作物の複製等（図書館法第31条の特例）
4.非財政	公的信用・ブランドの向上、政策的位置づけの獲得・連携機会の増加
	デメリット
法的な位置づけがないことで上記のメリットが受けられない。また、博物館として必要な事業体制・職員・施設及び設備等の諸要件の整備の裏付けを失う。	

(参考)

利用者からみた登録博物館

登録の基準

- 資料の収集、保管、展示、調査研究の体制がある
- 学習機会の提供と教育活動を行う体制がある
- 館長・学芸員その他の職員が配置されている
- 必要な施設・設備が整備されている
- 一般に広く開かれている

JAPAN MUSEUM
登録博物館

基準を満たした
登録博物館

安心・信頼

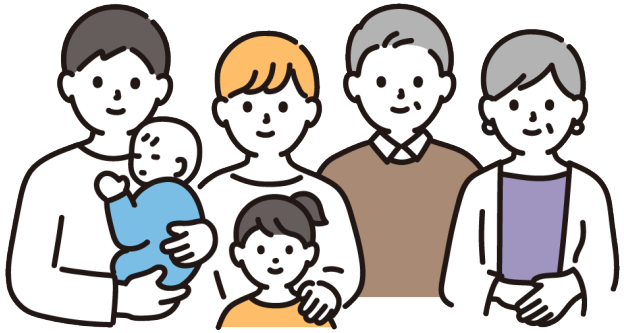
鑑賞 質の高い展示
多様な利用者への配慮

参加 充実した体験・教育プログラム
創造的活動への支援、参加

学習 専門家による確実な資料と情報

寄付 持続的な事業活動

寄贈・寄託 安定的な資料の管理を可能にする施設と体制



■ **文化庁提供**